

店舗内見取り図（店舗の範囲を朱書き）

平面図

正面図 ・ 側面図

- （備考）
- 1 平面図にあっては店舗と住居の区分を明確にし、店舗の寸法を記入のうえ朱書きすること。
 - 2 平面図等は、別途添付する図面に代えてもよい。なお、正面図・側面図については写真に代えてもよい。